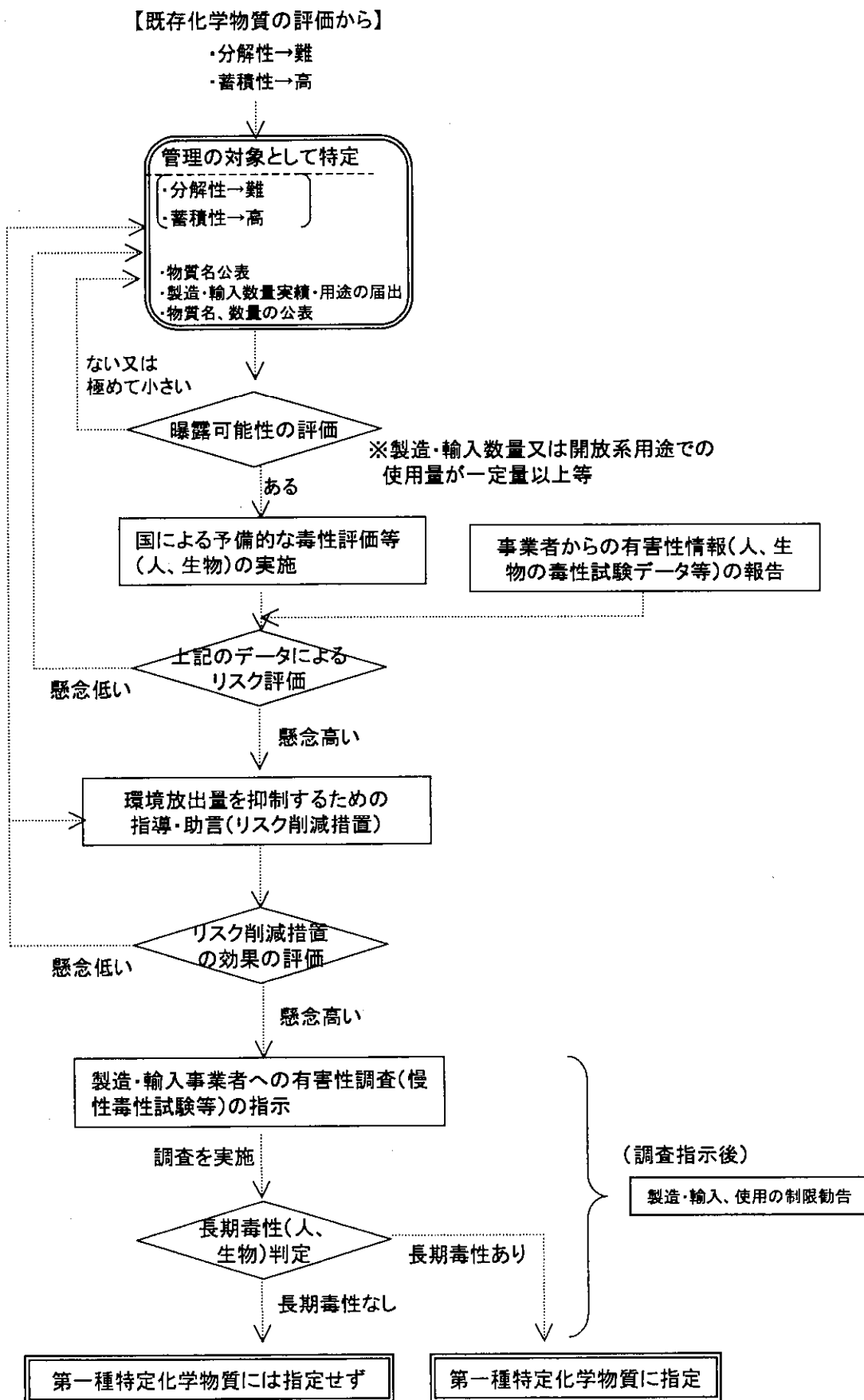


### 難分解・高蓄積性物質に係る新たな管理措置の概要





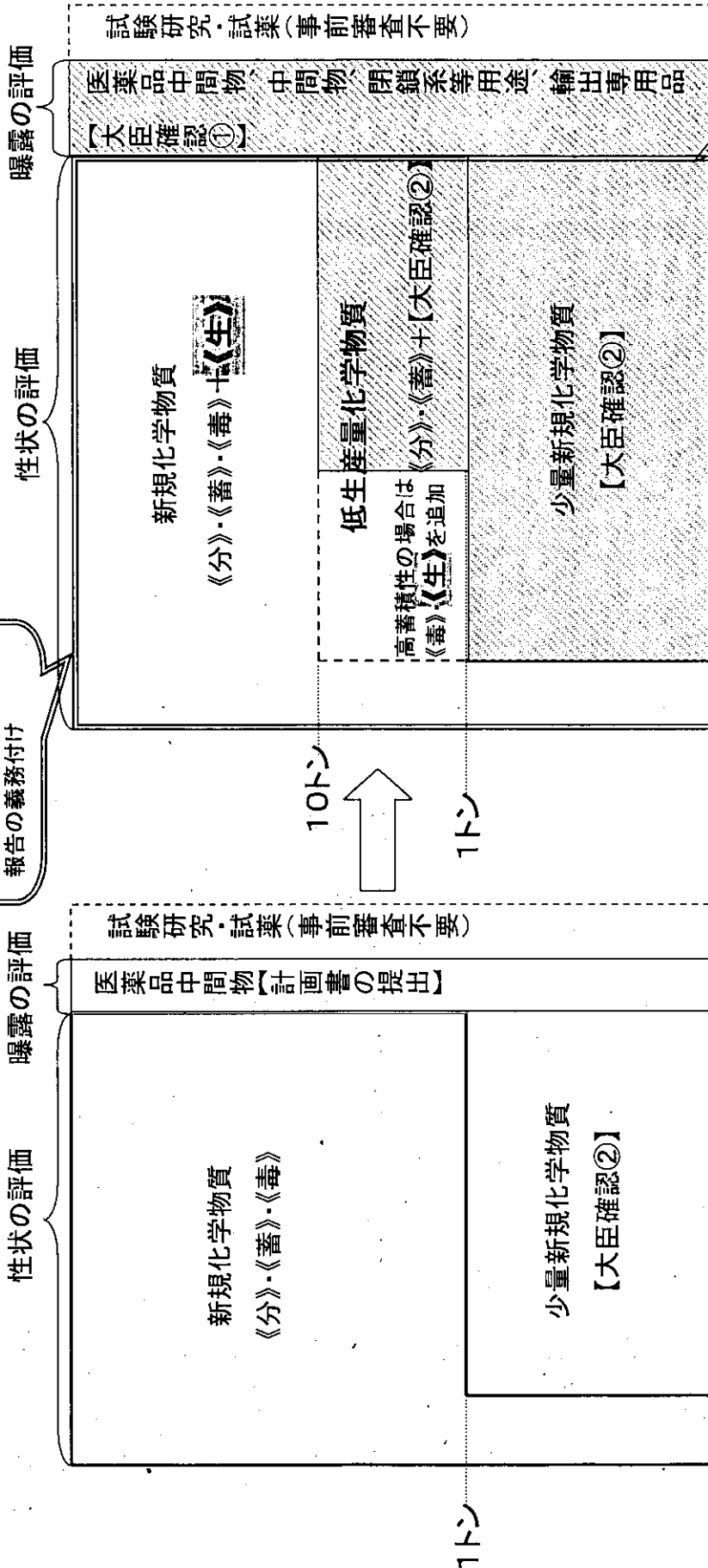
# 化学物質審査規制法における事前審査制度の見直し概要

<改正前>

<改正後>

## 情報収集措置

化学物質審査規制法の審査項目に係る有害性情報を取得した場合の報告の義務付け



※ 分…分解性、蓄…蓄積性、毒…人への毒性、生…環境生物への毒性  
《 》…製造・輸入の届出の際に事業者に対し試験データ等の提出を求める。

【大臣確認①】…暴露に関し一定の条件を満たしていること

【大臣確認②】…一定の製造輸入数量以下であること及び既知見等に基づき環境汚染及び毒性（人、環境生物）の評価

化学物質審査規制法の見直しの概要

<評価項目> 分解性 蓄積性 ・長期毒性の 疑い 又は ・生態毒性 長期毒性	未点検化学物質(既存:規制なし)				・左のいずれにも該当しないと判断された物質(良分解性、長期毒性なし等) (規制なし)
	難分解性であることまでが判定された物質(既存:規制なし)		難分解性であるが高蓄積性でないことまでが判定された物質 (既存:規制なし)		
	難分解性であり高蓄積性であることまでが判定された物質 ○数量把握		難分解性であるが高蓄積性でないことまでが判定された物質 (既存:規制なし)		
	<人健康> ○指定相当+リスク削減措置(懸念が高い場合に指導・助言)	<生物> ○指定相当	<生物> 生態毒性を有する物質 ○指定相当	<人健康> 人健康への長期毒性の疑いのある物質 ○指定	
人健康への長期毒性を有する物質 ○1特	生活環境に係る高次捕食動物への長期毒性を有する物質 ○1特相当	生活環境に係る動物植物への長期毒性を有する物質 ○2特相当	人健康への長期毒性を有する物質 ○2特		
高蓄積性		高蓄積性なし			

:従来の対策を拡充する法制度
 
 :生物に関する新たな法制度
 
 :既存化学物質のみ適用

1特:第一種特定化学物質(製造・輸入の許可、使用制限)  
 2特:第二種特定化学物質(製造・輸入予定数量の変更命令、技術指針公表・勧告、表示、指導・助言)  
 指定:指定化学物質(製造・輸入実績数量の届出、指導・助言)  
 人健康への長期毒性の疑い:高蓄積性ではない物質について、スクリーニング毒性試験(変異原性試験、28日間反復投与毒性試験)の結果、長期毒性の疑いありと判断される場合